



入城500年記念市民企画事業募集要領

1. 事業の目的

毛利元就郡山城入城500年にあたり、入城500年を記念する取組を多くの市民の参画のもとで推進するため、団体等（市民団体、企業、個人事業者）が自主的かつ自発的に実施する事業を、「入城500年記念市民企画事業」として募集します。

2. 事業実施期間

事業採択のあった日から令和5年3月31日まで

3. 募集期間

- (1) 一次募集 令和4年 7月1日～令和4年 8月31日
- (2) 二次募集 令和4年 9月1日～令和4年11月30日

4. 対象事業

募集する事業は、次の項目を全て満たす事業とします。

- (1) 毛利元就、毛利氏城跡を核とした本市の歴史・文化の価値や魅力を高めることが期待できる事業
- (2) 安芸高田市民のニーズが認められ、事業の実施により市民の満足度が高まる事業
- (3) 団体等が自主的かつ自発的に実施する事業
- (4) 令和5年3月31日までに完了する事業

（令和5年4月から実施する事業については令和4年10月以降募集する予定です。）

- (5) 入城500年記念事業のPRや、市民が広く参加できるなどの効果が期待できる事業

○事業の例

- ・文化芸術事業
- ・記念グッズ、ご当地グルメ等の開発
- ・展示、コンテストの実施
- ・博物館、史跡等を会場とした市民交流事業

- ・書籍等の編纂事業
- ・入城500年をPRする情報発信の取組など

5. 事業の実施

(1)採択された事業は、事業の冠を「入城500年記念市民企画事業」とし、共催を「安芸高田市」とします。

(2)採択された事業は、本市の共催事業として次の協力を行います。

(ア)事業実施の協力

- ・実施会場が本市所管施設の場合は、施設使用料を免除します。

(イ)広報支援

- ・本市が発行するチラシ、ホームページ、広報あきたかた等によるPR活動等の支援を行います。
- ・入城500年の公式ロゴマーク等の使用を許可します(事業の広報等を行う場合は必ず使用してください)。

(ウ)新型コロナウイルス感染症予防のための支援

- ・消毒液や非接触型の体温計等(数量に限りがあります)の貸出を行います。

(エ)事業実施に必要な経費負担の支援(助成金の交付)

- ・必要経費の全部又は一部を支援します。

6. 応募条件

応募できる団体等は、安芸高田市内に所在する団体としますが、安芸高田市外に所在する団体は、安芸高田市内に所在する1以上の団体等を協力団体とすることで応募ができます。

応募後に条件を満たさないことが判明した場合は、その時点で応募資格を失います。

7. 応募から採択まで

(1)申請

事業採択の申請をする場合	事業採択及び助成金の申請をする場合
次の書類を提出してください。 (ア)事業採択申請書 (イ)事業計画書 (ウ)収支予算書 (エ)その他参考となる資料	左記(ア)～(エ)の書類に加え (オ)助成金交付申請書を提出してください。

注)助成金を交付しない採択事業は、事業の内容の変更申請等に必要な書類は、助成金交付要綱に定める様式に準じたものを使用します。

(2)助成金の交付について

助成金の交付決定を受けた団体等は、入城500年記念市民企画事業支援助成金交付要綱の規定に基づき、次のとおり助成金を交付します。

区 分	助成率
助成対象事業費が20万円以下の場合	10/10 ただし、助成金交付額の下限は10万円とします。
助成対象事業費が20万円を超える場合	20万円を超える補助対象事業費は1/2 ただし、助成金交付額の上限は50万円とします。 ※補助対象事業費が40万円の場合の助成金の額は20万円 + (20万円 × 1/2) = 30万円

注)助成金交付手続きは別に定める「入城500年記念事業支援助成金交付要綱」に基づき行います。

(3)審査

申請のあった事業は、別に定める審査会が、次の審査基準に基づき、事業採択並びに助成金交付の可否等を審査します(助成金の申請額が20万円を超える場合はヒアリングを実施します)。

審査基準

審査基準	評価項目	点数及び評価
計画性	(1)「毛利元就」、「史跡毛利氏城跡」を題材とした事業である	5段階評価 5＝とても認められる 4＝認められる 3＝やや認められる 2＝あまり認められない 1＝認められない
	(2)事業実施が可能な計画である(スケジュール、収支、体制等)	
有効性	(3)幅広い集客が期待できる	
	(4)事業内容に独自性が認められる	
	(5)事業内容に継続性が認められる	
○配点 (1)及び(2)は×2 = 10点満点 (3)、(4)及び(5) = 5点満点 合計35点		

※申請事業の内容により評価項目を変更することがあります。

(4)採択

- ①審査会4人以上の委員により評価し、平均25点以上の事業を採択候補とします。
- ②市長が審査会の結果を基に採択候補事業を評価し、採択を決定します。
- ③申請団体に採択又は不採択の決定を通知します。

なお、採択にあたって条件を付すことがあります。

(5)事業実績報告等

採択された事業が完了した場合は、別に定める様式により、事業実績報告書、収支決算書を提出してください。

8. 応募・問い合わせ先

安芸高田市教育委員会事務局生涯学習課 文化・スポーツ係

担当職員 井木、立川、生田

電話・お太助フォン 42-0054

メールアドレス shohgaigakushu@city.akitakata.jp